

寿都小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

寿都小学校では、「深刻ないじめは、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」ことを職員全員が常に意識し、いじめられている児童を徹底して守るとともに、いじめられている児童や周りの児童に対し「いじめは絶対許されない」という観点から指導を行っていく。

子どもたちが、楽しく安全な学校生活を送ることができるように、「寿都小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」

- いじめが起きにくい学校風土・学級風土を作る。
- 児童と児童，児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 道徳教育を充実させ，人間としてよりよく生きる人格の基盤としての道徳性を育成する。
- いじめ問題については，保護者・地域との連携を深める。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的の行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(2) いじめの基本認識

「いじめ問題」に取り組むにあたっては、いじめがどのような特質があるのかを十分に認識し、『未然防止』と『早期発見』に取り組むとともに、いじめが認知された場合は『早期対応』に的確に取り組むことが必要ある。

以下は、「いじめ問題」への基本的な認識である。

- ①いじめは、どの児童にも、どの学級・どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われ、発見しにくく陰湿ないじめが継続して行われていることが多い。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰規則に抵触する。
- ⑥いじめは，教職員の児童観や指導のあり方が問われる重要課題である。

- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめを未然に防止するために

〈児童に対して〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るという規範意識の醸成に努める。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つような様々な活動の中で指導していく。
- ・見て見ないふりをすることが「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、止めさせたりすることが大切であることを指導する。

〈教職員に対して〉

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を全教職員が持っていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「ほっと」、いじめに関するアンケート調査を等実施し、結果から児童に様子などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての理解と実践力を深める。
- ・「いじめ問題」に関する取組を児童会で行う。

〈保護者・地域に対して〉

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談・連絡してほしいことを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学級通信等でお知らせし、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見にむけて

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) 相談ができる風土

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに校内委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

(3) 早期の対応

- ・教職員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制をもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめられている子を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかを気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

(4) 早期発見につながる子どものサイン

場面	観察の観点 (※印は、無理にやらされている可能性があるもの)	
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがち。	<input type="checkbox"/> 始業ギリギリの登校が多い。 <input type="checkbox"/> 出席確認(健康観察)の際、声が小さい。
授業の開始	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 発言に対し、しらげや嘲笑が多い。 <input type="checkbox"/> 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる。 <input type="checkbox"/> ※ふまじめな態度で授業を受ける。 <input type="checkbox"/> ※テストを白紙で出す。	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> ノートや教科書を見られないようにする。 <input type="checkbox"/> ※ふざけた質問をする。
	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。	<input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる。

休み時間	<input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下を歩いている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 休み時間、用事もないのに職員室や保健室等に来る。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこで負けることが多い。 <input type="checkbox"/> ※大声で歌を歌う。 <input type="checkbox"/> ※仲良しでもない者とトイレに行く。
給食時間	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時に多く盛られる。 <input type="checkbox"/> グループで食べる時、席を離している。 <input type="checkbox"/> その子どもが酒配膳するといやがられる。 <input type="checkbox"/> ※好きなものを級友に譲る。
清掃時間	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人です。 <input type="checkbox"/> 机や椅子がぼつんと一つ残る。 <input type="checkbox"/> ※サボることが多くなる。 <input type="checkbox"/> ※人の嫌がる仕事を一人です。
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに学校に残っている日がある。 <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の後がある。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。 <input type="checkbox"/> ※他の子の荷物を持って帰る。
動作や表情	<input type="checkbox"/> 活気がなく、おどおどしている。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせない。 <input type="checkbox"/> 教師と話すとき不安な表情をする。 <input type="checkbox"/> さびしそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 手遊び等が多くなる。 <input type="checkbox"/> ※言葉遣いが荒れた感じになる。 <input type="checkbox"/> 委員や係を辞めたいと言うなど、やる気を失う。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
持ち物 服装	<input type="checkbox"/> 教科書等にいたずら書きをされる。 <input type="checkbox"/> 刃物、危険な物を所持するようになる。 <input type="checkbox"/> 持ち物、靴、傘等を隠される。
その他	<input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が現れる。 <input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 <input type="checkbox"/> 下駄箱の中に嫌がらせの手紙が入っている。 <input type="checkbox"/> 教科書、教室の机、掲示板や掲示物、写真等に落書きがある。 <input type="checkbox"/> 教材費等の提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。 <input type="checkbox"/> ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。
家庭でのサイン	<input type="checkbox"/> 衣類の汚れや破れが見られ、よくケガをしたりしている。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、涙を流したりする。 <input type="checkbox"/> 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校をしぶる。 <input type="checkbox"/> 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来るようになる。 <input type="checkbox"/> 友だちからの電話で、急な外出が増える。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

5 校内指導体制

(1) 平常時

① いじめ防止委員会

ア 校内にいじめ防止を目的とする「いじめ防止委員会」を設置する。

イ 本委員会は、次の構成員によって組織する。

- ・低学年ブロック代表
- ・高学年ブロック代表
- ・生徒指導担当
- ・養護教諭
- ・教頭

ウ 本委員会は、年3回開催することを原則とする。但し、必要に応じて臨時に開催する。

エ 本委員会では、いじめを防止するために次の活動を行う。

- ・児童理解支援ツール「ほっと」
- ・いじめについてのアンケート
- ・いじめ防止のチラシの作成，配布
- ・ネットパトロール
- ・校内研修

オ 各分掌と連携して行う活動。

- ・教育相談（生徒指導部）
- ・生徒指導交流会（生徒指導部）
- ・健康相談（保健給食係）
- ・学校評価アンケート（学校評価委員会）

カ いじめ防止の取組内容については、学校運営協議会に定期的に報告し、協議する。

② いじめ防止の取組

ア 日常の取組

○複数の教師で子どもの様子を観察する

- ・授業では、担任以外に学習支援員，T T教諭など最大4人の指導者が，児童を見て情報を収集する。

○毎朝，担任が教室で子どもを迎える。休み時間，子どもと一緒に過ごしたり，校内の見回りをする。

- ・授業以外の時間でも子どもと一緒に過ごすことで，子どもたちの様子を観察します。また，担任がいつも近くにいることで子どもが悩みをいつでも相談できる体制を取る。

イ 児童理解支援ツール「ほっと」の実施

ウ いじめについてのアンケートの実施

○全学年を対象に年間2回（5月，10月），いじめについてのアンケート調査を行う。

エ いじめ防止のチラシの作成，配布

○5月と11月を「いじめ防止強調月間」に定めて，いじめ防止のチラシを全家庭に配布して，いじめの防止を呼びかける。

オ ネットパトロールの実施

○毎月、ネットパトロール行い、インターネットを通じて行われるいじめの防止に努める。

カ 校内研修の実施

○いじめの未然防止策やいじめ問題への対応等について、校内研修を行い全職員が正しく理解するとともに、共通理解を図る。

キ 教育相談（生徒指導部）

○年間2回、全児童を対象に教育相談週間を設定いじめの未然防止、早期発見の機会とする。

ク 生徒指導交流会（生徒指導部）

○年間3回（6月，10月，2月）に生徒指導交流会を設定して、校内外の児童の行動面・安全面についての交流を全職員で行う。

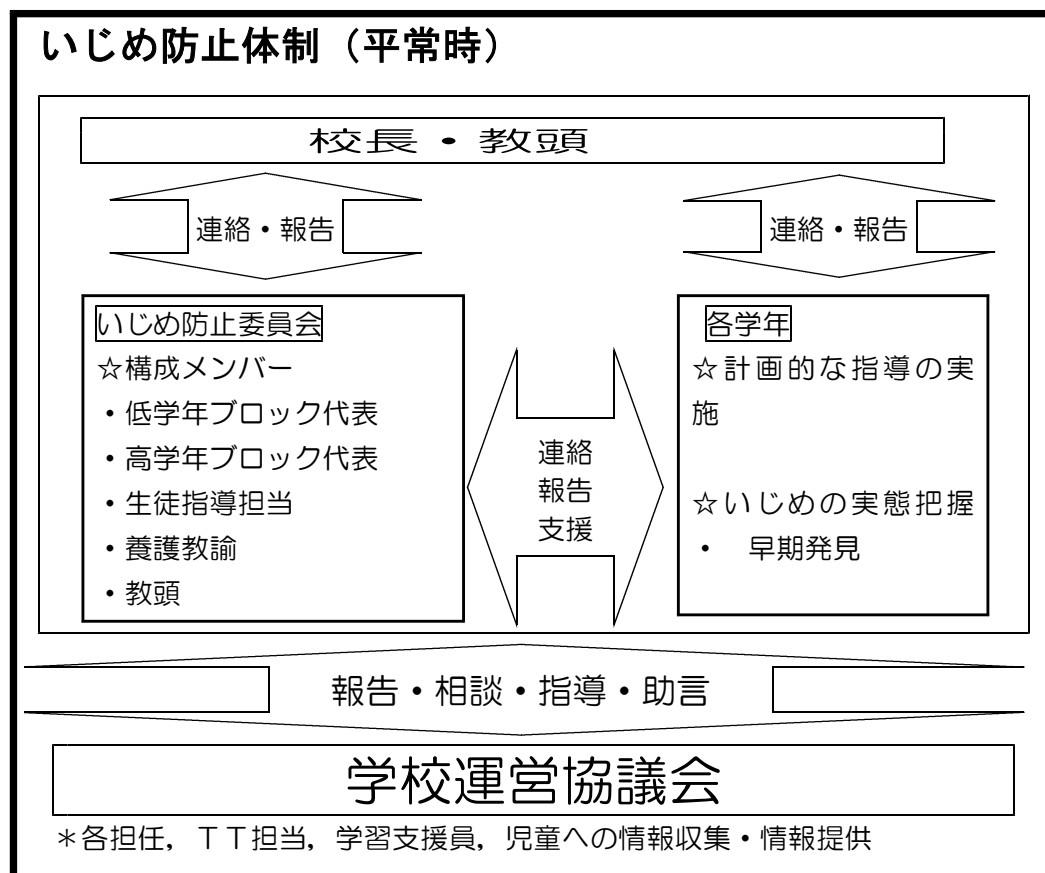
ケ 健康相談（保健給食係）

○全児童を対象に健康相談を行う。健康相談では、養護教諭と体や心の悩みを相談する機会とする。

コ 学校評価アンケート（学校評価委員会）

○年間2回（7月，12月）に学校評価のアンケートを行い、学校が行っている心の教育に対する取組について評価をしてもらう。また、児童には、自分が困っていることなども記述してもらい、指導の参考にする。

*キ～コは、各分掌と連携して行う取組



(2) いじめ発生時

①いじめられた児童への対応

ア いじめが確認された場合には、校長の指示を受け、生徒指導担当教諭を中心とした「いじめ防止委員会」を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないように対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を残す。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。

エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じて送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

オ 家庭訪問を行い、児童に安心感を持たせる。

②いじめた児童への対応

ア 事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

ウ 家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

③学校としての取組

ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

いじめ防止体制（いじめ発生時）

いじめの確認

いじめ防止委員会

☆構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・担任 ・低学年ブロック代表
- ・高学年ブロック代表 ・生徒指導担当 ・養護教諭

校内サポートチーム

校長，教頭，全担任，学習支援員，T T担当，公務補

◎事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任

- 早期の対応 ○情報の収集 ○窓口の一本化

◎いじめられた児童

- 事実確認
- 安心感
- ◎保護者○報告

◎いじめた児童

- 事実確認
- ◎いじめた児童の保護者
- 報告

報告・相談・指導・助言

学校運営協議会

*各担任，T T担当，学習支援員，児童，保護者，地域への情報収集・情報提供

(3) 重大事態発生時

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

①いじめ問題対策協議会

重大事態発生時には、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止のために設置された組織（いじめ問題対策協議会）に報告し、指導・助言を受ける。

②いじめられた児童への対応

ア 専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止のために設置されたいじめ問題対策協議会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を残す。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。

エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じて送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

オ 家庭訪問を行い、児童に安心感を持たせる。

カ スクールカウンセラーや保健師、学校医と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感を持たせる場の提供を行う。

キ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するプログラムを作成する。

ク 教育委員会に事実関係を報告する。

③いじめた児童への対応

ア 事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

ウ 家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

④学校としての取組

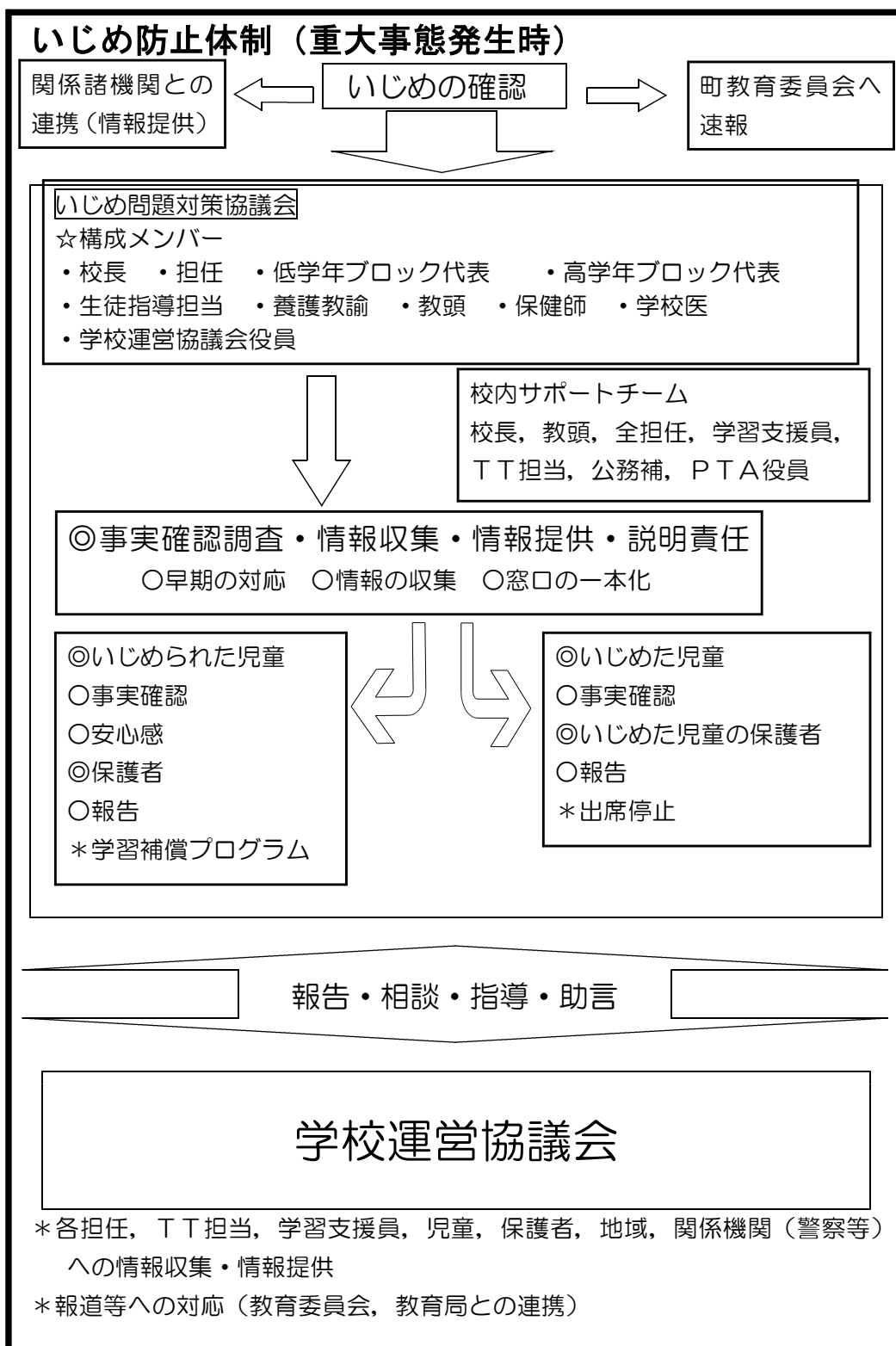
ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者にアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されること

がないように配慮する。

エ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。



6 いじめ防止のための年間計画

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止委員会（定例） ・いじめ防止の年間計画提示 ・子ども理解支援ツール「ほっと」の実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについてのアンケート実施 ・教育相談 ・いじめ防止委員会（いじめの回答があった場合） ・いじめ防止のチラシ配布
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・生徒指導交流会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート実施 ・いじめ防止委員会（アンケートから開催が必要な場合）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止委員会（定例） ・ネットパトロール（定期）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導総括（前半）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解支援ツール「ほっと」の実施 ・いじめについてのアンケート実施 ・教育相談 ・いじめ防止委員会（いじめの回答があった場合） ・いじめ防止のチラシ配布
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・生徒指導交流会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート実施 ・いじめ防止委員会（アンケートから開催が必要な場合） ・ネットパトロール（定期）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ防止委員会（定例） ・ネットパトロール（定期）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導交流会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導総括（年間）